

体育施設の利用料金について

公益財団法人 かしわざき振興財団は、新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例、及び新潟県柏崎市都市公園条例に基づいて、体育施設等の利用料を以下のとおり定めています。「体育・スポーツ及びレクリエーション等の振興並びに体位の向上」を図ることを目的として、市民の一般利用に対しては利用料を優遇し、営利目的等の利用には一定の割増料金を課する取扱いになっています。

1 対象施設名

陸上競技場・武道館・佐藤池野球場・佐藤池第2球場・佐藤池サッカーコート・総合体育館・荒浜運動場・新潟県立柏崎アクアパーク・白竜公園テニスコート・駅前公園テニスコート・スポーツハウス・海岸公園運動広場・西山総合体育館・西山総合グラウンド・西山野球場

2 一般・学校等の利用について

体育施設の設置目的である「体育・スポーツ及びレクリエーション等の振興ならびに体位の向上」を図ることを目的とした一般・学校等の利用における利用料については、別紙「体育施設利用料」のとおりです。

柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合は、同規定利用料の5割増となります。

3 営利又は営業等の目的での利用について

営利又は営業等の目的で利用する場合は、別紙「体育施設利用料」の3倍の額となります。（佐藤池野球場におけるプロ野球の利用料は別途）

（適用例）

- (1) 興行を目的とした利用（コンサート、プロレス、大相撲、プロバスケットなど）
- (2) 企業等による営業行為による利用（スイミングスクール、フィットネスクラブなど）
- (3) 企業等による展示・販売行為による利用など

4 利用料の減免について

柏崎市立小・中学校又は同小・中学校が組織する団体が、授業又は入場料を徴収しない大会などで利用する場合は、その利用料の全部又は一部の免除を受けることができます。詳しくは、各施設にお尋ねください。

【別 紙】

柏崎市体育施設利用料

(1) 総合体育館、西山総合体育館及び武道館を除く体育施設

施設名		区 分	利用料金	
陸上競技場		競技会等で専用して利用するとき。	1日 5,400円 10,800円	
		ア 学校及び競技団体 イ 一般		
		練習のため団体利用するとき。	無料 1日 2,160円 1人当たり1回 220円	
		ア 柏崎市の学校及び競技団体 イ その他の団体 10人未満の場合		
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	1時間 1面 540円	
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	30分 1面 1,300円	
	芝生広場	無料		
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1面 1,080円	
佐藤池野球場		入場料を徴収しない場合	1時間 1,300円	
		入場料を徴収する場合	プロ野球（1日）	入場料を徴収しない場合の使用料の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額
			その他の野球（1日）	入場料を徴収しない場合の使用料の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額
佐藤池第2野球場		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,080円	
西山総合グラウンド	テニスコート	大会又は練習で利用するとき。	1時間 430円	
	多目的運動広場	大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,080円	
西山野球場		大会又は練習で利用するとき。	1時間 1,080円	

- 注 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
- 3 30分又は1時間に満たない利用時間については、それぞれ30分又は1時間として計算する。

附属施設利用料

大分類	小分類	区 分	利用料金
陸上競技設備・用具類	拡声装置	一式 1時間当たり	540円
	用具・器具	1件 1日当たり	110円
	競技会等で用具・器具を使用する場合において、その利用料の総額が5,250円を超えるとき。（1日）		5,400円
野球設備類	スコアボード	一式 1試合当たり	430円
	拡声装置	一式 1試合当たり	860円

注 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。

(2) 総合体育館、西山総合体育館及び武道館

ア 専用利用料

施設名	区分	使用目的	入場料徴収の有無	利用料金 (1時間当たり)
柏崎 市 総合 体育 館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	2,260円
			入場料を徴収する場合	4,540円
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	10,800円
			入場料を徴収する場合	21,600円
	サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1,080円
			入場料を徴収する場合	2,160円
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	5,400円
			入場料を徴収する場合	10,800円
	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	860円
			入場料を徴収する場合	1,610円
会議室				1,080円
研修室				540円
西山 総合 体育 館	体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	700円
			入場料を徴収する場合	1,400円
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	930円
			入場料を徴収する場合	1,860円
	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	350円
			入場料を徴収する場合	700円
武道館	柔道場			760円
	剣道場			760円
	弓道場			650円
	会議室			320円

注 1 専用利用とは、10人以上の団体が利用する場合とする。

2 総合体育館でのアマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等で利用する面積が2分の1又は3分の1の場合は、それぞれ規定利用料の2分の1

又は3分の1とし、武道館柔道場又は剣道場において利用する面積が2分の1の場合は、規定利用料の2分の1とする。

- 3 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料の3倍の額とする。
- 4 「上記以外の催物、集会等の利用」とは、見本市、展示会又は集会等とし、この場合であっても、営利又は営業を目的とするときは、前号を適用する。
- 5 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。
- 6 有償の会員券等を発行して利用するときは、「入場料を徴収する場合」に含むものとする。
- 7 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 8 冷暖房の設備を利用するときは、実費相当額を徴収する。

イ 個人利用料

区 分		利 用 料 金			
		1回券	3か月券	6か月券	12か月券
A 利用	一般	150円	2,100円	3,670円	6,300円
	高校生	150円	1,550円	2,700円	4,650円
	小・中学生	80円	1,050円	1,840円	3,150円
B 利用	一般	300円	4,200円	7,400円	12,600円
	高校生	300円	3,100円	5,400円	9,300円
	中学生	150円	2,100円	3,700円	6,300円

- 注 1 専用利用がない場合に、個人利用ができる。
- 2 「A利用」とは、トレーニング室以外の施設の利用とし、「B利用」とは、トレーニング室を含めた施設の利用とする。
 - 3 小学生以下は、トレーニング室を利用できない。
 - 4 3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれスポーツハウスの球技場利用における3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
 - 5 未就学児は、成人の付添者を必要とし、無料とする。
 - 6 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料は、5割増とする。

ウ 附属設備利用料

区 分		単 位（4時間以内）	利 用 料 金
放送設備	体育館メインアリーナ	一式 1時間当たり	400円
	移動式	一式 1時間当たり	270円
電光得点板		一式 1時間当たり	270円
特殊電源			実費
体育館	仮設ステージ	一式 1時間当たり	810円
	スポットライト	一式 1時間当たり	540円

注 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。

エ 体育施設土地占有使用料

区 分	単 位	金 額
商行為で土地を占有して使用する場合	1日 10平方メートル	540円

注 土地占有面積が10平方メートルに満たないものは、10平方メートルとみなす。